

## 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年3月29日 07時00分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町立目埼西方沖 立目埼灯台から真方位270° 2.8海里付近 (概位 北緯31°04.2′ 東経130°36.0′)
事故の概要	漁船第二十七豊徳丸は、揚網中、鋼製滑車をくくり付けたロープが破断し、跳ねられた鋼製滑車が当たって乗組員が負傷した。
事故調査の経過	平成28年4月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十七豊徳丸、19トン KG2-997（漁船登録番号）、うえむら漁業生産組合 18.96m (Lr) × 5.68m × 2.03m、FRP ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、平成15年11月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年6月2日 免許証交付日 平成23年8月25日 (平成29年1月29日まで有効) 甲板員A 男性 42歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：うねり 波高約1m
事故の経過	本船は、6隻で構成されるまき網船団の網船であり、船長及び甲板員Aほか9人が乗り組み、平成28年3月26日、鹿児島県枕崎市枕崎漁港を出港した。 本船は、漁場を移動しながら操業を繰り返し、29日、立目埼西方沖において、右舷舷縁上に設置されたサイドローラを使用して揚網中、網が9割方揚がった頃、大量の魚が入ったことによるものか網が

揚がらなくなった。

船長は、サイドローラのみでは揚網の継続が困難と判断して操舵室右舷側に設置されたキャプスタンを併用することとし、重さ約4～5kgの鋼製切欠き滑車（以下「本件滑車」という。）を左舷舷縁上に設けられたハンドレールの支柱に‘ポリエステル繊維製で直径約12mmの八つ打ちロープ’（以下「本件ロープ」という。）でくくり付け、別のロープ（以下「揚網用ロープ」という。）の一端を揚網中の網に結び、本件滑車を介してその他端をキャプスタンに導いた。（図1参照）

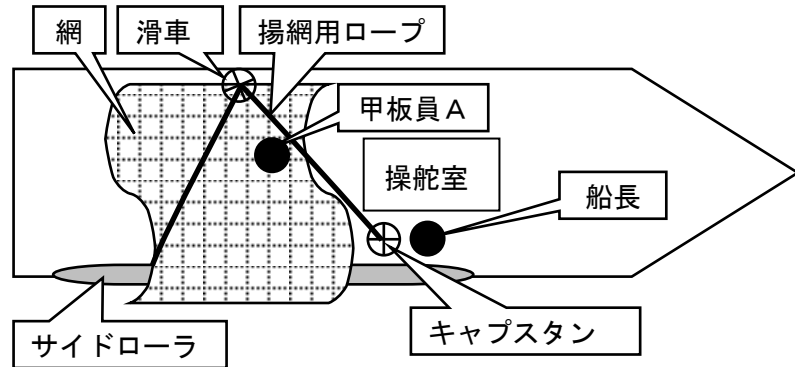


図1 揚網用ロープ取り回しの状況概略図

船長は、キャプスタンの船首側に立ってサイドローラでの揚網状況を見ながらキャプスタンを操作し、5mほど網が揚がればキャプスタンを止めて揚網用ロープを取り直しながら揚網していた。

甲板員Aは、後部甲板上に積み込まれた網の上で揚網用ロープの間に立ち、甲板上に揚がった網が再び海中に引き込まれないように仮止めするなどの作業を行っていたところ、07時00分ごろ本件ロープが破断し、緊張した揚網用ロープで跳ねられた本件滑車が右足に当たって転倒した。

船長は、甲板員Aの叫び声を聞くと同時に緊張していた揚網用ロープがたるんだことを認めたが、キャプスタンの操作位置からは操舵室近くの後部甲板上の様子が見えなかったため、後部甲板に移動したところ、甲板員Aが倒れていることを認めた。

船長は、甲板員Aの状態を見て重傷であると思ったので、揚網を中断して網を破り、魚を逃がして網を取り込んだ後、鹿児島県指宿市山川漁港いぶすきやまがわに向けて航行しながら、携帯電話で救急車を要請した。

甲板員Aは、山川漁港において、到着していた救急隊員により担架に乗せられて上陸した後、救急隊員が手配したドクターヘリによって鹿児島県鹿児島市内の病院に搬送され、右脛骨骨幹部開放骨折等と診断された。

その他の事項

本船では、過去年に1、2回、大量の魚が網に入ってサイドローラのみでは揚網ができなくなることがあった際、本事故当時と同様にハ

	<p>ハンドレールの支柱にロープで本件滑車をくくり付け、キャプスタンを併用して揚網を行っていたが、同ロープの破断を生じたことがなかったため、船長及び甲板員Aは、作業に特段の危険を感じていなかった。</p> <p>本件ロープは、購入から1年未満のものであった。</p> <p>本件滑車は、スイベル部を通した本件ロープでハンドレールの支柱に擦れ当てを取り付けずに本結びされていた。</p> <p>船長は、ハンドレールの支柱が四角柱で船尾側がU字溝形状だったので、本件ロープの張力が同支柱の角部に集中したことによって破断したのではないかと本事故後に思った。(写真1参照)</p> <div data-bbox="608 640 1342 1016" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本件滑車がくくり付けられていたハンドレールの支柱</p> <p>本件滑車に不具合はなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、立目埼西方沖において、揚網中、本件ロープが破断したことから、緊張していた揚網用ロープの張力によって跳ねられた本件滑車が、後部甲板上で作業を行っていた甲板員Aの右足に当たり、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長及び甲板員Aは、過去に本事故当時と同様の作業を行った際、ハンドレールの支柱に本件滑車をくくり付けたロープの破断を経験したことがなかったことから、同作業に危険はないと思い、ハンドレールの支柱に擦れ当てを取り付けるなどの危害防止措置を講じていなかったものと考えられる。</p> <p>本件ロープは、張力がハンドレールの支柱の角部に集中したことにより、破断したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、立目埼西方沖において、揚網中、本件ロープが破断したため、緊張していた揚網用ロープの張力によって跳ねられた本件滑車が、後部甲板上で作業を行っていた甲板員Aの右足に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁労作業の責任者は、作業用具の点検及び危害防止措置を講じ、安全な状況下で作業を行うこと。</li></ul>
-----------	--